

はしがき

2013年5月25日(土)と26日(日)の両日にわたって、早稲田大学において、『環境と契約——日仏の視線の交錯』*をテーマとする国際シンポジウムが開催された。主催団体は、エクス・マルセイユ大学環境法講座、パリ第13大学取引法研究所(IRDA)そして早稲田大学比較法研究所である。それぞれの団体から、マチルド・ブトネ(エクス・マルセイユ大学講師、国立科学センターCNRS設置環境法講座担当者)、ムスタファ・メキ(パリ第13大学教授、同大学取引法研究所長)、吉田克己(早稲田大学大学院法務研究科教授)の3名が企画責任者となり、シンポジウムの準備に当たった。そのような準備活動を受けてフランス側の報告者としてこのシンポジウムに参加したのは、ムスタファ・メキ、ロラン・フォンボスティエ(パリ南大学〔パリ第11大学〕教授、環境法修士課程主任)、サンドリーヌ・マルジャン=デュボワ(エクス・マルセイユ大学付置国際研究センター主任研究員)、マチルド・ブトネ、ジェラルディーヌ・ゴフオ=カルボー(パリ南大学〔パリ第11大学〕講師、ジャン=モネ学部副学部長)、ソラヤ・アムラニ=メキ(パリ西ナンテール・ラ・ファンス大学〔パリ第10大学〕教授)の6名の研究者であり、日本側からは、フランス側の報告にほぼ対応する形での報告を、吉田克己、飯島淳子(東北大学教授)、大塚直(早稲田大学教授)、淡路剛久(立教大学名誉教授)、大坂恵里(東洋大学教授)および山本和彦(一橋大学教授)の6名が担当した。

*今回のシンポジウムのためにフランス側から示されたタイトルは、『Le contrat et l'environnement』であり、これをそのまま訳すと『契約と環境』になる。しかし、今回のシンポジウムのテーマとしてのこの2つの言葉の関係は、環境を考察領域として大きく設定した上で、その中における契約的手法の活用状況を具体的な考察の対象にするというものである。このような場合には、日本におけるタイトルの付け方としては、「環境」を先に掲げるのが一般的だと思われる。そこで、日本側のシンポジウムのタイトルとしては、

語順を反転させて、《環境と契約》とした。なお、シンポジウムのサブタイトルとしてフランス側から示されたものは、《フランス法、日本法およびアメリカ法の視線の交錯》であった。メキ報告でアメリカ法が扱われたことから「アメリカ法」が入ったものと思われる。しかし、アメリカ法が扱われたのはこの報告だけであり、シンポジウム全体としては日仏の状況を対照する検討を中心であった。そこで、日本側の正式のサブタイトルは、《日仏の視線の交錯》とした。

契約的手法の活用は、現代における特徴的な法現象の1つである。それは、フランスでは「契約化 contractualisation」と呼ばれ、少なくない研究が蓄積されている（その一端については、本書所収の吉田論文注（1）を参照されたい）。さまざまな法領域でこの現象を見出すことができるが、環境の領域も、その重要な例を提供している。後掲のマチルド・ブトネ教授の企画趣旨説明に指摘されているように、フランスにおいては、環境保護自体を目的とする「環境契約」が重要性を増しているだけではなく、売買や賃貸借等の一般的な取引においても、環境保護に関わる条項を付加するという現象が目立つようになっている。他方、環境行政の領域においても私的アクターの役割が増大しており、それを媒介する手法として、契約が活用されるようになっていることも指摘しなければならない。

本シンポジウムでは、これらの法現象について、フランス側から多面的な分析がなされ、この問題提起を受けつつそれに対応する形で、日本側が日本法の分析を行った。そして、これらの報告に基づいて活発な議論が展開された。環境法領域における契約的手法に関する本格的な日仏比較研究として、おそらく初めての試みである。本書は、そのような2日にわたるシンポジウムにおいてなされた12本の報告のすべてを、場合によっては一定の加筆、補正を加えて収録するものである。

シンポジウム1日目（2013年5月25日）には、「環境の契約的保護」を大きなテーマとして、フランス・日本それぞれ3本の報告が行われた。なお、シンポジウム当日には、「契約自由と環境」および「環境公序と契約」という2つのサブテーマが設けられ、日仏の諸報告はそれぞれのサブテーマに振り

分けられたが、日本側報告には、このサブテーマでは尽くされない内容も盛り込まれたので、本書収録に際しては、このサブテーマを掲げることをせず、日本側3本、フランス側3本にまとめる形で論考の配列を再編成することにした。実際のシンポジウム時の報告の順序等については、巻末に掲げるシンポジウム・プログラムを参照していただければ幸いである。

本書においては、まず日本側の論考を収録した。冒頭の吉田克己「都市環境と契約的手法」は、これまでの都市法の前提となっていた「右肩上がりの時代」が終焉することによって、日本都市法の目的・理念が大きな変容を遂げていることを指摘するとともに、それを受け、都市環境保護の観点から、市民の意思を尊重しようとする動向（地区計画の活用等）や契約的手法を活用しようとする動向（建築協定や景観協定等）が顕著になっていることを具体的に明らかにしようとするものであった。そして、その背景には、公的主体と私的アクターとの関係の構造変容が存在すること、そして、そこでの「契約」が古典的な契約とは異なる性格を帯びるようになってきていることが指摘されている。

飯島淳子「環境と契約——行政法学の視点から」においては、国家の再定位の必要性を背景としつつ、これまでマイナーな手法にすぎなかつた契約が、近時は行政法学の関心の対象になっていることが指摘された。その上で、環境汚染に対する防衛型の契約手法と、環境創出に係る参加型の契約手法という2類型が析出され、それぞれにおける私的・公的主体の役割、法的拘束力の有無、契約の性質などが検討される。そして、まとめにおいて、日本における契約手法の活用と財産権尊重思想との間には強い順接関係が存在するという注目すべき指摘がなされている。

大塚直「土壤汚染に関する諸問題——環境法（土壤汚染対策法）と民法との関係」は、2つの土壤汚染事件に関して近時出された裁判例と裁定を分析する。1つは、現所有者Xがかつて土壤汚染行為を行った地方公共団体Yの不法行為責任を追及したものであり、他の1つは、汚染原因者である民間の製造業者Yから土地を買い受けたXがYの瑕疵担保責任を追及したものである。後者では、売買契約時には法令の規制の対象にならず社会的にも危険と

認識されていなかった物質（フッ素）が含まれており、後にそれが規制の対象になったという特徴がある。報告においては、これらの事件で争点になった不法行為の構成のあり方、瑕疵の意義等が、詳細に検討された。

次に、フランス側のムスタファ・メキ「環境地役権——アメリカ法における保全地役権」は、アメリカ法における合意に基づく環境リスク管理の代表的手法である保全地役権が具体的分析の対象になった。土地所有者とNGO等との間で設定される保全地役権は、環境保護に関わる作為義務や不作為義務を創設し、公示によって第三者対抗力を獲得する。合意による柔軟な内容形成が認められ、また、要役地の存在を必ずしも必要としない点に、顕著な特徴が見出される。メキ報告は、これとの対比で、地役権において要役地の存在を不可欠のものとし、また人役権を認めないフランス法の硬直性を指摘し、保全地役権のフランス法への導入可能性を探っている。

ロラン・フォンボスティエ「環境公序と公的活動の変容」においては、現代の環境政策変容の背景にある多数の複雑に絡み合った要因が分析されるとともに、公的介入のあり方の変容が検討された。前者では、とりわけ環境法が管理と回復の法に変容してきていることが強調され、これを実現するためには、公権力の警察的介入だけでは不十分になっていることが指摘される。後者においては、当然に契約的手法の活用が指摘されるとともに、私的アカターの変容、そして公権力の機能の変容が析出される。この報告は、今回の報告者がほぼ共通に念頭に置いている現代における環境法の変容をクリアに理論化するもので、本シンポジウムの総論的役割を担いうるものであった。

サンドリース・マルジャン＝デュボワ「多国間投資契約の策定・実施と環境保護」は、多国間投資契約に焦点を当てて、その策定と実施において環境保護の要請がどの程度考慮されているかを検討するものである。そこでは、とりわけ国際公法の役割が強調されている。国際公法は、一方では契約自由を枠付け（国際投資法にその例が多いが、国際環境法も出現しつつあり、また、国際人権法にも環境保護に関わる義務が存在する）、他方では紛争時の手続を提供する。いまだ緒についたばかりとはいえ、この領域においても、環境保護が考慮されつつあるのである。

シンポジウム2日目（5月26日）は、「環境リスクの契約的管理」を大きなテーマとするものであった。このテーマの下で、「環境リスクの配分」および「環境紛争の解決」という2つのサブテーマが設けられ、前者についてフランス側2本、日本側2本の報告が、後者について日仏各1本の報告が行われた。

まず「環境リスクの配分」におけるフランス側報告として、マチルド・ブトネ「フランス契約法における環境債務」およびジェラルディーヌ・ゴフオ＝カルボー「株式の譲渡と環境責任担保条項」の2本の報告がなされた。

ブトネ報告は、環境における契約的手法の活用という法現象を、環境債務という観点から整序しようとするものである。問題は、大きくは、契約締結時に義務付けられる環境に関わる情報提供義務と、契約履行時に生じる環境に関わる給付義務に整理される。前者については、契約当事者の個人的利益に関わる情報提供義務とともに、契約目的物の環境に対する影響などの「客観的な環境関連情報」の提供義務に大きな位置づけが与えられていることが注目される。後者について注目されるのは、環境リスクの分配と並んで、環境リスクの低減が取り上げられていることである。これらの指摘が注目に値するのは、いずれも契約による一般利益実現への寄与に関わるからである。

ゴフオ＝カルボー報告は、ブトネ報告で扱われた環境リスクの分配を、株式譲渡における環境上の担保責任条項を素材として検討するものである。そこでは、リスク分配の方法が論じられた上で、リスク分配の実効性が検討される。契約による分配に対して、とりわけ行政法に基づく公序と刑事法上の措置がその障害となりうるというのが、そこで示された認識である。

「環境リスクの配分」における日本側報告としてなされたのは、淡路剛久「日本における公害防止協定の法的性質と効力」および大坂恵里「地球温暖化防止に関する産業界等の自主的取組」の2本であった。

淡路報告は、日本における公害防止協定の歴史を振り返ったのち、公害防止はなぜ用いられるのか（理由）、協定の当事者が地方自治体である場合に協定の法的性質をどのように理解すべきか（性質）、企業が協定に違反した場合に自治体はどのような形で執行を求めることができるか（効果）の諸点

を概観するものである。効果については、協定の一方当事者が地方自治体の場合と住民（団体）である場合とを分けた上で、詳細な検討が行われている。そして、最後に、今日の日本において、持続可能な社会の維持・発展を可能にする手法として、当事者の合意に基づく手法が広範な環境問題の領域に拡がっていることが指摘される。

大坂報告は、地球温暖化防止施策の1つとして、とくに経団連の自主的取り組みを考察するものである。それは、業者団体の一方的公約に属するもので、契約を媒介するものではないが、私的アクターの意思に基づく環境対策という意味で、契約的手法の延長線上に位置づけられるものと言えよう。大坂報告によれば、その実績は十分なものではない。それは、少なくとも地球温暖化防止施策としては、それだけで足りるものではなく、他の手法と相互補完的な形で活用されていくべきものなのである。

もう1つのサブテーマである「環境紛争の解決」については、ソラヤ・アムラニ＝メキ「環境メディエーション」および山本和彦「日本における裁判外環境紛争解決手続——公害等調整委員会と原子力損害賠償紛争解決センターを中心に」の2本の報告が行われた。

アムラニ＝メキ報告においては、近時、フランスで関心を集めているADRの一環としての環境メディエーションが取り上げられた。そこで強調されるのは、環境メディエーションの特異性である。それは、通常のメディエーションのような裁判外での紛争解決の手法というよりも、環境関連プロジェクトに対する利害関係者の参加と協議の機会、交渉の機会なのである。アムラニ＝メキ報告は、そのような特異性を踏まえつつ、環境メディエーションのあるべき制度内容を検討する。訴訟のような紛争解決手続ではないにせよ、そこではやはりプロセスの衡平性が確保されるべきことが強調されている。

山本和彦「日本における裁判外環境紛争解決手続—公害等調整委員会と原子力損害賠償紛争解決センターを中心に」は、まず環境紛争の解決手続である訴訟とADRの全体像を概観し、その上で、この領域における代表的なADRである公害等調整委員会と原子力損害賠償紛争解説センターの紹介を

行う。そこでは、これらの制度の沿革、組織の概要、紛争解決の手続等が紹介されるほか、それぞれの制度の運用の実態が詳細に報告されている。とりわけ原子力損害賠償紛争解決センターの手続における実態の紹介——当初は仲介委員に審理に対する過度に慎重な姿勢があったこと、東電に紛争解決に向けての建設的な姿勢が欠けていたことなど——は、リアルなものであった。

今回のシンポジウムは、このテーマに関する最初の本格的な検討の試みということもあり、問題意識のすりあわせになお課題を残したことを否定したい。たとえば、第1部に入った大塚報告は、内容的には、フランス側で第2部に入ったブトネ報告およびゴフォ＝カルボー報告に対応するものであつたし、第2部に収録した淡路報告、大坂報告は、内容的には第1部に収録したほうがよかったかもしれない。また、ファンボスティエ報告は、総論的内容を持つものとして、そのような位置に配置するほうがよかったようにも思われる。日本側でこれに対応するのは吉田報告であるが、内容的には、ファンボスティエ報告とのすりあわせがもう少しあるとよかったです。

しかし、そのような残された課題があるにせよ、今回のシンポジウムをまとめた本書には、環境法に関する本格的な日仏比較研究として、大きな存在意義があるものと考える。何よりも、《環境と契約》というテーマ設定自体が、現代における環境法の特徴の1つを捉えるものとして、重要な意味を持っている。また、1つのテーマの下で日仏両国から対等の立場で報告者を出し合って議論を深めるという共同研究の形も、日仏法学会が主催する伝統ある日仏共同研究集会の例は別として、それほどあるわけではない。本書の成果をも1つの契機として、環境法に関する現代法現象の分析が、今後さらに深化することを期待したい。そして、このような形での日仏の共同研究作業が、環境法に限らずさまざまな法領域を対象としてさらに発展することを期待したい。

また、今回のシンポジウムの欧文での記録が、フランスと他のいくつかの国との国際シンポジウムの記録とも併せて、フランスで出版される予定である。財の法や契約法・不法行為法の領域において、近時、日仏の共同研究

の成果をフランスで出版する例が現れている。Michel Grimaldi, Naoki Kanayama, Naoya Katayama, et Mustapha Mekki (dir.), *Le patrimoine au XXIe siècle: regards croisés franco-japonais*, Société de législation comparée, 2012; Denis Mazeaud, Mustapha Mekki, Naoki Kanayama et Katsumi Yoshida (dir.), *Les notions fondamentales de droit civil, Regards croisés franco-japonais*, LDGJ, 2014などである。本シンポジウムの成果のフランスでの出版は、これらの成果に統いて、日仏共同で遂行した比較法研究の国際発信に寄与するであろう。このような形での研究成果の発信が今後さらに進展することも期待したい。

旧知の間柄のブトネ教授から、フランス法務省の委託を受けた研究プロジェクトの一環として、環境と契約をテーマとする国際シンポジウムを早稲田大学で開催できないかとの相談をメールで受けたのは、2012年7月のことであった。すでにフランス側の報告者に関する構想はまとまっており（この時点では5名。後に1名増えて6名となった）、フランス側参加者の日本への旅費や滞在費は、フランス法務省からの助成のほか、ブトネ教授が担当するエクス・マルセイユ大学環境法講座と、プロジェクトの一員であり、これも旧知の間柄のメキ教授が所長を務めるパリ第13大学取引法研究所で負担するつもりだという。このような大きなプロジェクトを日本側で受け止めるための負担が小さなものでないことは十分に予想できたが、貴重な比較法研究の機会であり、承諾の返事を出すことに躊躇はなかった。そして、環境法の第一人者である淡路教授と大塚教授にもご相談し、日本側報告者を含むシンポジウムの日本側のコンセプトを練り上げていった。これが、今回のシンポジウムの発端である。このように、今回のシンポジウムが、フランス側、具体的にはブトネ教授のイニシアティブによって開催に至ったものであることは、ここで明記しておきたい。ブトネ教授には、このような貴重な機会を与えて下さったことに心からの感謝の意を表したい。そして、日本側のコンセプトの練り上げにご協力をいただいた淡路、大塚両教授にも、心からの御礼を申し上げたい。

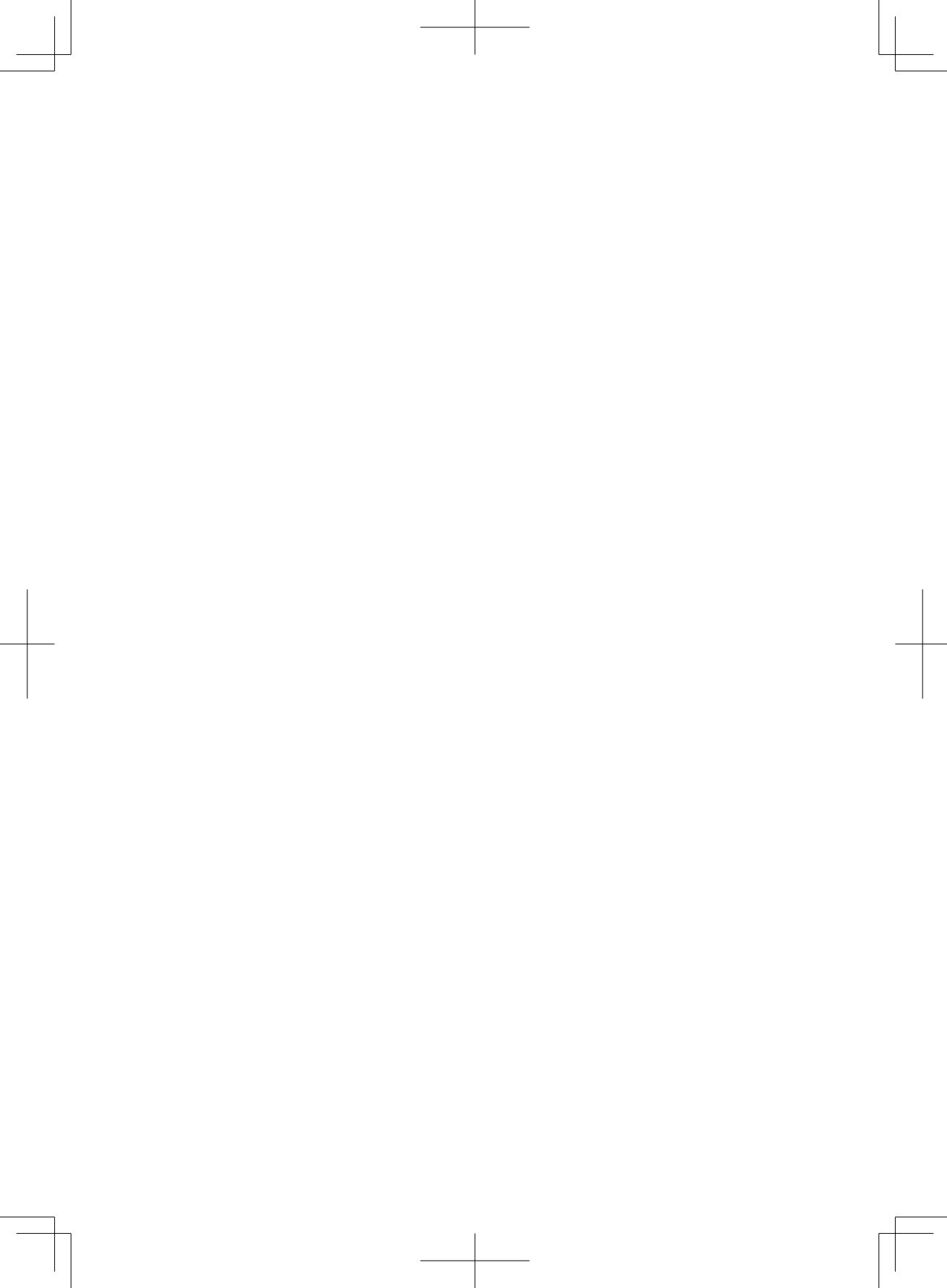
他方、このような大きなプロジェクトの具体的準備を私1人で担えるはずではなく、早稲田大学比較法研究所の協力を得ることは、シンポジウム開催の不可欠の前提条件であった。この頃ちょうど新しい比研所長に就任することが決まっていた棚澤能生教授にこの件をご相談したところ、比研の研究活動の重要な一環と位置づけて比研が主催団体の一翼を担いたいということで、全面的なご協力をいただけたことになった。比研は、実際に、シンポジウム会場の確保から始まり、当日の資料準備に至るまで、さまざまな事務的負担をこなして下さった。今回、比研叢書の形で本書を公刊することができるのも、比研のご配慮のおかげである。棚澤所長を始め関係の諸先生方、そして事務を担って下さった石田恵子氏に、厚く御礼申し上げる。

また、シンポジウム開催さらには本書の出版に当たっての研究者側の事務方は、山城一真（早稲田大学准教授）および鈴木尊明（立正大学特任講師）両氏に務めていただいた。さらに、今回のシンポジウムの財政的基盤については、フランス側報告者の旅費等はフランス側の負担になるとはいえ、日本側報告者と通訳担当者（フランス側報告原稿の翻訳担当者）の一部の方についての旅費その他もろもろの費用負担をどうするのかという問題があった。この点に関しては、社会科学国際交流江草基金の助成を得ることができた。山城、鈴木両氏および江草基金に対しても、心からの御礼を申し上げる次第である。また、私が研究代表者を務める科研基盤研究A「ネットワーク社会における都市空間のガバナンス」も、今回の企画の一翼を担い、そこから一定の財政的支援等をさせていただいた。

最後に、本書の編集作業を担当してくださったのは、成文堂の飯村晃弘氏である。飯村氏は、丁寧な編集作業を最後まで誠実にこなしてくださった。心からの謝意を表したい。

2014年9月6日

吉田克己



目 次

はしがき

国際シンポジウム《環境と契約——日仏の視線の交錯》の企画趣旨

マチルド・ブトネ 1
(訳:吉田克己)

第1部 環境の契約的保護

1 都市環境と契約的手法	吉田克己 9
I 日本都市法のパラダイム転換と環境・契約.....	9
1 目的・理念の変容.....	10
2 アクターの変化と公共性の変容.....	13
3 都市法と環境・契約.....	16
II 市民意思尊重型の都市計画.....	17
1 市民意思反映型の都市計画：地区計画制度.....	17
2 市民作成型の都市計画：都市計画提案制度等.....	27
III 契約的手法による都市環境の保護.....	33
1 市民間の協定制度に基づく環境重視のまちづくり.....	33
2 公的主体と所有者との管理協定制度に基づく環境保護不動産の管理の確保.....	46
IV おわりに.....	54
2 環境と契約——行政法学の視点から	飯島淳子 56
序 契約手法の位置づけ.....	56
1 行政法学における契約論.....	56
2 環境法学における手法論.....	58

I	機能的考察.....	59
1	分類.....	59
2	私的主体の役割.....	61
3	公的主体の役割.....	62
II	法的考察.....	63
1	法的拘束力の有無——契約か否か.....	63
2	契約の性質——私法契約か公法契約か.....	67
	結語 日本法の特徴.....	73

3 土壤汚染に関する諸問題—環境法(土壤汚染対策法)と民法の関係

大塚 直 77

I	はじめに.....	78
II	土壤汚染対策法の特徴.....	78
1	土壤汚染対策法の制定.....	78
2	土壤汚染対策法の改正.....	79
III	土壤汚染に関する最近の2つの事件.....	80
1	公害等調整委員会平成20年5月7日裁定(川崎市における土壤汚染財産被害責任裁判申請事件裁定)(第1事件裁定)判時2004号23頁及び東京地判平成24年1月16日判例地方自治357号70頁(第1事件判決).....	80
2	東京高判平成20年9月25日及び最判平成22年6月1日(第2事件判決).....	86
IV	分析と展望.....	92
1	第1事件裁定の意義と評価.....	93
2	第1事件東京地裁判決の評価.....	97
3	第2事件判決の意義と評価.....	99
V	結びに代えて.....	106
1	2つの事件から示唆されること.....	106
2	土壤汚染対策法の2009年改正と上記の裁定、裁判例.....	108

4 環境地役権 —アメリカ法における保全地役権

ムスタファ・メキ 111

(訳: 斎藤哲志)

はじめに.....	111
I 保全地役権の法的独創性.....	120
A 物権移転の一手法としての保全地役権.....	120
B 誘導的環境政策.....	131
II 保全地役権の法的規律の柔軟性.....	136
A 保全地役権の要件.....	136
B 保全地役権の効果.....	142

5 環境公序と公的活動の変容 ローラン・フォンボスティエ 147

(訳: 興津征雄)

はじめに.....	148
I 多数の複雑に絡み合った要因による公的活動の変遷.....	149
A 構造的説明.....	149
B 内在的要因.....	150
II 公的介入の変容——その複雑な表現方法と不確定な帰結.....	155
A いくつかの新たな規制・介入手法と公的活動の再検討.....	155
B 公権力の新たな位置づけ.....	161
おわりに.....	164

6 多国間投資契約の策定・実施と環境保護

サンドリース・マルジャン=デュボワ 166

(訳: 山城一真)

I はじめに.....	166
1 多国間契約の定義.....	167
2 多国間契約をめぐる法状況.....	168
3 多国間契約に対する環境法の影響.....	169

4 本稿の構成.....	170
II 國際公法による契約自由の枠づけ.....	170
1 國際投資法.....	171
2 國際環境法.....	174
3 國際人権法.....	174
4 小 括.....	176
III 國際法による紛争解決.....	177
IV 総 括.....	180

第2部 環境リスクの契約的管理

7 フランス契約法における環境債務	マチルド・ブトネ 185
	(訳：大澤逸平)

I はじめに.....	185
II 環境に関する情報提供義務.....	190
1 主観的な環境関連情報.....	190
2 客観的な環境関連情報.....	195
III 環境に関する給付義務.....	198
1 環境に関するリスクの分配.....	199
2 環境に関するリスクの低減.....	203
IV 結 論.....	207

8 株式の譲渡と環境責任担保条項

G. ゴフオ=カルボー 208
(訳：大澤彩)

はじめに.....	208
I 環境上のリスク分配の方法.....	210
1 適合性の担保責任.....	211
2 負債の担保責任.....	215

II 環境上のリスク分配の実効性	218
1 行政法に関する障害	219
2 刑事法に関する障害	222
9 日本における公害防止協定の法的性質と効力	淡路剛久 225
I 序	225
II 公害防止協定が用いられる理由	228
III 公害防止協定の性質	230
IV 公害防止協定の法律効果	233
1 協定の一方当事者が地方自治体の場合	233
2 協定の一方当事者が住民（団体）の場合	235
V むすび	242
10 地球温暖化防止に関する産業界の自主的取組	大坂恵里 243
はじめに	244
I 「環境と契約」と「自主的取組」の関係	244
II 日本の地球温暖化対策に関する法と政策	246
1 初期の地球温暖化対策	246
2 地球温暖化対策の推進に関する法律	247
3 民主党政権下における地球温暖化対策	249
4 東日本大震災と福島原発事故	252
5 安倍政権下における地球温暖化対策	253
III 経団連による自主的取組	255
1 経団連の地球温暖化対策への姿勢	255
2 経団連地球環境憲章	255
3 経団連環境アピール	256
4 経団連環境自主行動計画	256
5 経団連低炭素社会実行計画	257

IV 地球温暖化防止のための施策における産業界の自主的取組の位置づけ	258
1 地球温暖化対策推進大綱	258
2 京都議定書目標達成計画	258
3 経団連を始めとする産業界の自主的取組の位置づけ	260
4 フォローアップ、第三者評価委員会・審議会等によるレビュー	262
V 温暖化防止対策における自主的取組の有効性	262
1 温室効果ガス排出量の推移	262
2 経団連を始めとする産業界の自主的取組の評価	264
おわりに	266
 11 環境メディエーション	ソラヤ・アムラニ=メキ 267
	(訳: 小野寺倫子)
はじめに	267
I 環境メディエーションの法的性質決定	271
A 環境メディエーションの実践	272
B 環境メディエーションの概念化	279
II 環境メディエーションに関する法制度	285
A メディアトゥールの地位	286
B メディエーションのプロセス	294
 12 日本における裁判外環境紛争解決手続——公害等調整委員会と原子力損害賠償紛争解決センターを中心に——	山本和彦 299
I 環境紛争の解決手続	300
1 訴訟による解決とADRの必要性	300
2 各種のADR	301
II 公害等調整委員会	303
1 沿革	303
2 組織の概要	303

3 対象となる紛争	304
4 紛争解決の手続	305
5 紛争解決の実績	308
6 紛争解決の特色	310
III 原子力損害賠償紛争解決センター	313
1 沿革	313
2 組織の概要	314
3 紛争解決の手続	315
4 紛争解決の実績	318
5 紛争解決の課題	321
シンポジウム・プログラム	325